

テーマ 2：特定外来生物の防除に関する課題

1. 目的

特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合については、防除（生息調査から駆除、普及啓発等までを含む）を行うことにより、当該特定外来生物による被害の防止または軽減を図る。

2. 制度

※ 特定外来生物の駆除（殺傷）についてはそもそも外来生物法では規制されていないが、法に基づいた防除事業とすることにより、防除の一環として飼養・保管・運搬等を行うことが別途の許可なく可能となる他、自然公園法や鳥獣保護管理法等における規制について一部が適用除外となる。

◆ 主務大臣等による防除

法第 11 条 特定外来生物による生態系等に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合において、当該被害の発生を防止するため必要があるときは、主務大臣及び国の関係行政機関の長（以下「主務大臣等」という。）は、この章の規定により、防除を行うものとする。

2 主務大臣等は、前項の規定による防除をするには、主務省令で定めるところにより、関係都道府県の意見を聴いて、次に掲げる事項を定め、これを公示しなければならない。

- 一 防除の対象となる特定外来生物の種類
- 二 防除を行う区域及び期間
- 三 当該特定外来生物の捕獲、採取若しくは殺処分（以下「捕獲等」という。）又はその防除を目的とする生殖を不能にされた特定外来生物の放出等その他の防除の内容
- 四 前三号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

規則第 15 条 法第 11 条第 2 項第 4 号の主務省令で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項（＊）とする。＊：同号で記載された防除を行う区域及び期間、防除の内容に加え、防除の目標、防除の確認又は認定の要件等を記載している。

基本方針：国等による防除（一部抜粋）

- ・ 防除が必要な場合には、都道府県からの意見を聴いて地域の状況を踏まえつつ、かつ、関係者と連携を図りながら、国が防除の公示を行い、その上で科学的知見に基づき適切に防除を実施する。
- ・ 防除の実施に当たっては、防除に係る費用及び人員を有効に活用するため、費用対効果や実現可能性の観点からの優先順位を考慮し、効率的かつ効果的に防除を推進する。
- ・ 国は、制度上その保全を図ることとされている地域など、全国的な観点から防除を進める優先度の高い地域から、防除を進める。
- ・ 地域の生態系等に生ずる被害を防止する観点から地域の事情に精通している地方公共団体又は民間団体等が行う防除も重要であり、これらの者により防除の公示内容に沿って防除が積極的に進められることが期待される。

◆ 主務大臣等以外の者による防除

法第 18 条 地方公共団体は、その行う特定外来生物の防除であって第 11 条第 2 項の規定により公示

された事項に適合するものについて、主務省令で定めるところにより、主務大臣のその旨の確認を受けることができる。

- 2 国及び地方公共団体以外の者は、その行う特定外来生物の防除について、主務省令で定めるところにより、その者が適正かつ確実に実施することができ、及び第 11 条第 2 項の規定により公示された事項に適合している旨の主務大臣の認定を受けることができる。

基本方針：防除の確認・認定（一部抜粋）

- ア 防除を行う主体は、原則として、下記の要件を満たす者とする。
- ・ 緊急的に対応する防除を除き、防除の公示に沿う防除実施計画を策定し、当該防除実施計画を実行する財政的、人員的能力を有していること。
 - ・ 被害の発生地域の地理及び特定外来生物の存在の状況を把握している者が含まれていること。

◆ 飼養等の禁止

法第 4 条 特定外来生物は、飼養等をしてはならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りではない（一部抜粋）

- ・ 許可を得ている場合
- ・ 法第 11 条及び法第 18 条で規定する防除に係る捕獲の場合
- ・ その他施行規則で定めるやむを得ない事由がある場合

◆ 輸入品等の検査等

法第 24 条の 2 主務大臣は、特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているおそれがある輸入品又はその容器包装（以下「輸入品等」という。）があると認めるときは、その職員に、当該輸入品等の所在する土地、倉庫、船舶又は航空機に立ち入り、当該輸入品等を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小量に限り、当該輸入品等を無償で集取させることができる。

- 2 前項の規定による検査の結果、輸入品等に特定外来生物又は未判定外来生物が付着し、又は混入しているときは、主務大臣は、当該輸入品等を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対してこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命ずることができる。
- 3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

3. 現状

- ・ 環境省では、世界遺産等保全のための優先度が高い地域や、侵入初期の種など対策手法が明確でない種について直轄事業で防除を行っている。
- ・ 国以外の主体が防除を行う際には、主務大臣等が公示した内容に従って、地方公共団体は防除の確認を、他の主体は防除の認定を受けていると、防除に伴う特定外来生物の保管・運搬等を行うための飼養等の許可が不要となる。
- ・ 地域住民やボランティア等による防除活動を促進するため、植物を対象にした小規模な防除活動については、逸出防止措置を講ずる等一定の要件をみたす場合は、主務大臣による許可や防除の認定を受けなくても、防除に必要な「運搬」や「保管」をできるとしている（平成 27 年 1 月 9 日環自野発第 1501091 号）。

① 国による防除

【環境省】直轄防除費用の内訳（千円）

内 容	2019年度	2018年度
奄美マングース	204,000	205,000
沖縄北部マングース	130,000	130,000
九州ツマアカ	35,000	40,000
琵琶湖水草	54,000	30,000
全国ヒアリ	46,400	22,650
九州スバルティナ	40,000	15,000
その他	64,328	94,269
総 額	573,728	521,919

② 地方公共団体による防除

- 地方公共団体による防除の環境大臣による確認件数

（第1回検討会資料 参考資料13（改訂））

- 外来生物に関する条例数

（第1回検討会資料 参考資料9（改訂））

③ 国及び地方公共団体以外の者による防除

- 国及び地方公共団体以外の者による防除の環境大臣による認定数

（第1回検討会資料 参考資料13（改訂））

- 地域住民やボランティア等が行う小規模な活動。

国立公園等を始め、数多く実施されていると思われるが、集計がないため件数不明。

4. 課題

① 輸入品等に非意図的に付着・混入する特定外来生物の国内導入の防止

- 非意図的な侵入を防ぐには、輸入品等に付着・混入することを防ぐため、事業者による出港地、陸揚げ時、運搬時等の点検が非常に重要であるが、現行法ではこれらは責務となっていない。

② 特定外来生物の付着・混入のおそれがある輸入品等の検査等

- 現行法では、保税地域において特定外来生物が付着・混入しているおそれがある輸入品等（この輸送の用に供されるコンテナを含む※）があると認められる場合に、当該輸入品等の立入り検査が可能であるが、土地については検査対象となっていない。また、「おそれ」があるだけでは、輸入品等の移動を禁止することができない。
- 通関手続後については、「おそれ」のある状態であっても立入り検査ができない。例えば、コンテナの周辺で大量に特定外来生物が確認された場合であっても、開封するには荷主の許可が必要として運送業者やコンテナヤード管理者から開封を拒否された場合には強制力がない。
- 検査の結果、輸入品等に特定外来生物が付着・混入している場合には、輸入品等の消毒及び廃棄を行い、又は輸入品等の所有者等に対してその消毒・廃棄を命じることが可能であるが、土地に特定

外生物が生息することが判明してもその防除を命じることはできない。

※ コンテナは「コンテナーに関する通関条約」及びこれを担保する国内法「コンテナーに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律」により輸入する際の関税及び消費税を免除することとされているため、関税法においては輸入品として扱われていると考えられる。

③ 特定外来生物の生息状況の調査・防除

a 民有地における確実な調査の実施

- ・ 特定外来生物が生息する可能性が排除できず生息状況の調査が必要と判断される場合でも立入りができず、発見が遅れる可能性がある
- ・ コンテナヤードにヒアリが生息していても、荷役中や就業時間前後の立入りを拒まれ、昼休みにしか調査・防除できていない場所が多くある。ヒアリ調査の技術をもつ人員が限られる中、1つの場所を調査するために何日にも分けて遠方から出張することは、時間的にも経費的にもロスが大きい。
- ・ 有翅女王アリを産出したと想定されるヒアリの巣が確認された場合、定着を防ぐためには周辺数キロメートルに及ぶ生息確認調査が必要となるが、個々の所有者・管理者に立ち入り許可を得る、日時を調整する等の必要があり、迅速な対応に支障を来している。

b 特に緊急的に防除が必要な種に係る関係地方公共団体等への協力の要請等

- ・ ヒアリについては殆どのケースで環境省及び環境省から委託を受けた者が防除にあたっているが、迅速な初期防除を行い定着を防ぐためには、関係省庁や自治体、施設管理者の関与が必要である。特に施設管理者の、少なくとも拡散させないための防除の実施または協力が重要であり、状況に応じた関与のあり方を検討することが必要である。

c 調査・防除体制の充実

- ・ 他人の土地等に防除のために立入りできるのは職員（環境省、農林水産省）のみとされ、委託を受けた者は職員の同行なしには立ち入れないため、迅速な対応に支障を来すおそれがある。
- ・ 各地域で防除が必要と見なす種について自治体やその他の主体が防除を行う際には、国が公示する防除に関する事項に則り防除計画を策定し、主務大臣の確認・認定を受けた上で実施することとなっている。防除の確認・認定を受けることにより、防除の際の運搬・保管のための許可を受ける必要がなくなるメリットがある。一方で、計画の策定や申請には、一定の時間を要することから迅速な防除の妨げとなる可能性がある。
- ・ また、法第18条（防除の確認・認定）は地方公共団体か、国及び地方公共団体以外の者のみが対象であるため、国の機関はこの手続きによることは出来ず、第11条に基づく公示を行っていない場合は、防除に際し運搬・保管等の行為が生じる場合は許可を得て行う必要がある。

④ その他

- ・ 効率的・効果的に特定外来生物を防除するには、全国一律に対応するのではなく、それぞれの地域における定着の程度、必要な対策の程度、保全対象の有無等に応じて、根絶、低密度管理、抑え込み（拡散防止）などの防除の目標を定める必要がある。（例：ツヤオオヅアリ。IUCNの侵略的外来種ワースト100にリストされている種で、生態系に大きな影響を与える侵略性の高い種。小笠原諸島への侵入が確認され被害が危惧されているものの、沖縄本島では大きな被害なしに定着しているために指定すると社会活動への影響が大きいとして、特定外来生物への指定が見送られている。生

態系被害防止外来種リストの記載もない)。

5. 対応方針（案）

- ① 輸入品等に非意図的に付着・混入した特定外来生物の国内導入の防止
輸入品等に携わる様々な主体が特定外来生物を国内に持ち込まないよう、必要な措置や体制を検討してはどうか。
- ② 特定外来生物の付着・混入のおそれがある輸入品等の検査等
水際での確認や防除を迅速・確実に行うため、保税地域内の土地の検査や、保税地域外の土地や輸入品等の検査等のあり方について、必要な措置や体制を検討してはどうか。
- ③ 特定外来生物の生息状況の調査・防除
被害の発生や拡大を防ぐために、国の機関、地方公共団体を含むあらゆる主体が必要な対応を迅速にとることができるよう、必要な措置や体制を検討してはどうか。
- ④ その他
地域に応じたきめ細やかな防除が可能となるよう、必要な措置や体制を検討してはどうか。